

赤穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

赤穂市議会

議長 西川 浩 司

赤穂市議会規則第1号

赤穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則

赤穂市議会傍聴規則（昭和40年赤穂市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第2項中「その団体の名称、年齢及び傍聴する者の人員」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の代表者又は責任者の住所及び氏名
- (3) 傍聴する者の人員

第4条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 議長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、別に定員を定めることができる。

第5条中「はいる」を「入る」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「はいる」を「入る」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第6条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。

- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器を持ち込む場合は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第8条の見出し中「、映画等の撮影及び録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第9条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第10条中「すべて」を「、全て」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。